8　法第六十八条の六十三の二第一項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、第五項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとし、第六項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるものとする。

第十四節の三　連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第三十九条の九十の三　法第六十八条の六十三の三第一項に規定する政令で定める金額は、同項に規定する認定研究開発事業法人又は認定統括事業法人に該当する同項の連結親法人及びその各連結子法人の同項に規定する研究開発事業又は統括事業（第三項において「研究開発事業等」という。）により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合に課税標準となるべき当該連結事業年度の連結所得の金額（当該金額が当該連結事業年度の連結所得の金額（以下この項において「全連結所得金額」という。）を超える場合には、当該全連結所得金額。第三項において「軽減対象連結所得金額」という。）に相当する金額とする。

2　前項の全連結所得金額又は軽減対象連結所得金額は、法第六十八条の六十二の二第一項及び第五項、第六十八条の六十三の三第一項及び第四項、第六十八条の九十一第三項並びに第六十八条の九十三の三第三項並びに法人税法第八十一条の七第一項、第八十一条の八第一項並びに第八十一条の九第一項及び第四項並びに同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合における同法第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条の十一第一項、第六十一条の十二第一項、第六十一条の十三第一項（適格合併に該当しない合併による合併法人への資産の移転に係る部分に限る。）、第六十二条第二項、第六十二条の五第二項及び第五項並びに第六十二条の九第一項の規定を適用せず、かつ、当該連結事業年度において支出した寄附金の全額を損金の額に算入して計算するものとする。

3　法第六十八条の六十三の三第一項の規定により損金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該研究開発事業等に係る軽減対象連結所得金額の百分の二十に相当する金額に第一号に掲げる金額を乗じてこれを第二号に掲げる金額で除して計算した金額とする。

一　当該連結親法人又はその連結子法人の当該研究開発事業等により生じた連結所得のみについて法人税を課するものとした場合における当該連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額

二　当該研究開発事業等を営む当該連結親法人及びその各連結子法人の前号に掲げる金額の合計額

4　法第六十八条の六十三の三第四項の規定により益金の額に算入される金額のうち同項の連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額は、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、同条第一項に規定する適用連結事業年度に該当する各連結事業年度における前項の規定により計算した金額を合計した金額とする。

5　法第六十八条の六十三の三第一項又は第四項の規定の適用がある場合における連結利益積立金額又はこれらの規定に規定する連結親法人若しくはその連結子法人の連結個別利益積立金額の計算については、当該連結親法人又はその連結子法人の第三項の規定により計算した金額は、法人税法施行令第九条の二第一項第一号イに規定する個別所得金額に含まれるものとし、当該連結親法人又はその連結子法人の前項の規定により計算した金額は、同号イに規定する個別所得金額に含まれないものとする。

6　法第六十八条の六十三の三第一項又は第四項の規定の適用がある場合において、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人の法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額を計算するときは、第三項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属損金額に含まれるものとし、第四項の規定により計算した金額は、同条第一項に規定する個別帰属益金額に含まれるものとする。

第三十九条の九十九の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第五項第二号及び第三号中「とき。　当該」を「とき　当該」に改め、同条第十七項中「法第六十八条の七十第七項（法第六十八条の七十一第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の七十一第三項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の百四の二第二項中「、適用連結親法人」を「並びに当該適用連結親法人」に改める。

第三十九条の百六第一項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同条第二項から第六項までを削り、同条第七項中「第十四号」を「第七号」に改め、「、次に掲げる土地等」の下に「（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条第八項中「第十七号」を「第九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第九項及び第十項を削り、同条第十一項第一号中「第五号」を「第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第十二項中「がある場合」を削り、同項を同条第五項とし、同条第十三項第二号中「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同項を同条第六項とし、同条第十四項を同条第七項とし、同条第十五項を同条第八項とし、同条第十六項中「第三十九条の七第二十七項前段」を「第三十九条の七第十五項前段」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十七項を同条第十項とし、同条第十八項中「第二十五項」を「第三十九条の七第十八項前段」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十九項中「第三十九条の七第十八項前段」を「第三十九条の七第十九項前段」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十項から第二十二項までを七項ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「第二十五項」を「第十八項」に、「第二十一項第二号」を「第十四項第二号」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項から第二十六項までを七項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「買換資産の」を「当該買換資産の」に、「第十八号」を「第九号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十八項中「第十七号」を「第九号」に改め、同項第一号中「第三十九条の七第三十九項第一号」を「第三十九条の七第二十七項第一号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十九項第二号中「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同項第四号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十一項中「第二十六項及び第二十七項」を「第十九項及び第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第三十二項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第二号中「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同項第四号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十三項を同条第二十六項とし、同条第三十四項を同条第二十七項とし、同条第三十五項中「ときは、当該各号」を「ときは、次の各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十六項第二号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同項第四号中「しようとする」を「する見込みである」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十七項中「第十九号」を「第十号」に、「船舶」を「資産」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十八項を同条第三十一項とし、同条第三十九項から第四十二項までを七項ずつ繰り上げ、同条第四十三項中「第十一項」を「第四項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第四十四項を同条第三十七項とし、同条第四十五項を同条第三十八項とし、同条第四十六項中「法第六十八条の七十八第九項（法第六十八条の七十九第九項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の七十九第三項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十七項を同条第四十項とし、同条第四十八項を同条第四十一項とする。

第三十九条の百八の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第三項第一号中「この項及び次項」を「この号及び次項第一号」に改め、同条第六項第二号中「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同条第十一項中「適格分割又は適格現物出資」を「適格分割等」に改め、同項第二号及び同条第十五項第二号中「名称及び」を削り、「所在地」の下に「を含む。」を加え、同条第二十項中「法第六十八条の八十二第四項（法第六十八条の八十三第四項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の八十二第四項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改める。